

3-ヨードベンジルグアニジン (^{131}I) にかかる開発要請について

3-ヨードベンジルグアニジン (^{131}I) については、第 14 回医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議で医療上の必要性が高いと判断され、当時の段階において開発要請を行う適切な企業が存在しなかったことから、開発公募が行われた品目である。

今般、富士フィルム富山化学株式会社が要望番号 II-6 にかかる開発を行い、「MIBG 集積陽性の治癒切除不能な褐色細胞腫・パラガングリオーマ」を適応症として、3-ヨードベンジルグアニジン (^{131}I) の製造販売承認を取得したことが確認された。これを受け、参考資料 4-2 「開発要請先企業の指定の考え方について」のルールに照らして、富士フィルム富山化学株式会社が開発要請先に該当することとなったことから、下記のとおり、対象企業に開発要請を行うこととしたい。

要望番号	医薬品名	対象疾病	開発要請先
II-5	3-ヨードベンジルグアニジン (^{131}I)	神経芽腫	富士フィルム富山化学株式会社
II-7	同上	甲状腺髄様癌	同上